入札のお知らせ

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を実施します。

令和８年５月２２日

秋田市上下水道事業管理者　佐々木　　保

１　入札に付する事項

(1) 入札に付する事項は、次のとおりである。

番　　号	物品　第３号
件　　名	自由閲覧機器購入
履 行 場 所	秋田市上下水道局（川尻みよし町１４番８号）
履 行 期 限	令和８年９月３０日
入札参加要件	秋田市総務部契約課の物品業者登録名簿に登録されていること。 （基本的要件については別に記載）

(2) 上記事項に係る基本的な入札参加要件

ア　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。

イ　秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

ウ　銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

エ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

２　入札に関する事項

(1) 入札の日時　令和８年６月３日（水）　午前１０時００分

(2) 入札の場所　秋田市川尻みよし町１４番８号
　　秋田市上下水道局　４階大会議室

(3) 入札保証金　秋田市財務規則第１０９条第１項第２号の規定により免除

(4) 契約予定日　令和８年６月９日（火）

(5) 注 意 事 項

ア　秋田市上下水道局財務規程（昭和４１年秋田市水道局管理規程第３号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・

免税事業者であるかを問わず、見積りをした契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ　開札の結果、落札候補者がないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がないときは、再度の入札を１回に限り行う。

エ　落札候補者となるべき同価格の入札者が２人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

３　入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、令和８年６月２日（火）までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式１。以下「申請書」という。）を提出すること。

(2) 申請書の提出

申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書の受付

申請書は、次のとおり受け付ける。

ア　受付期間　令和８年５月２２日（金）から同年６月２日（火）までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前９時から午後４時まで

イ　受付場所　秋田市上下水道局総務課管財係

ウ　申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

秋田市上下水道局ホームページ

https://www.city.akita.lg.jp/suido/index.html

４　設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、令和８年５月２２日（金）から同年６月２日（火）までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前９時から午後４時までとする。

(2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係とする。

(3) 設計書、仕様書等は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。

５　事後審査に関する事項

(1) 落札候補者は、令和８年６月３日（水）から同月４日（木）までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（様式２）を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。

(2) 事後審査により落札者が決定した際には、秋田市上下水道局ホームページにその旨を掲載する。

６　その他

(1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申請書は、返却しない。

(3) 申請書の提出に関する問合せ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話　０１８－８２３－８４３４